

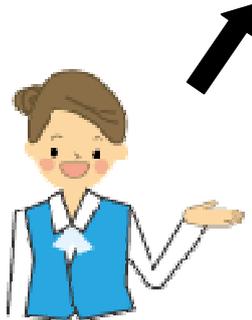
# ～ ストレスチェック制度説明会 ～ 追加開催します。

昨年6月に公布され **12月1日から施行**となりましたストレスチェック制度は、労働者に対する心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や、その結果に基づく面接指導の実施などを事業主に **義務づける制度**です。

ストレスチェック制度は、個人情報適切な管理が求められる内容となっており、制度の内容を確実に理解していただける様、下記のとおり説明会を追加開催することとしました。

つきましては、昨年の10月、11月に3回に分けて開催した同説明会へ日程が合わず参加出来なかった企業・担当者（衛生管理者、ストレスチェック事務従事者等）が参加されるよう特段のご配慮をお願いします。

## < [ストレスチェック制度追加説明会（3/22）参加申込書](#) >



※ 会場定員オーバーの際は、ストレスチェック制度説明会に初めて参加される企業・担当者を優先とさせていただきます。必ず参加できるとは限らないことをご承知おきください。

### 記

日 時：平成28年3月22日（火）

午後2時00分～午後4時00分（予定）

場 所：那覇第2地方合同庁舎1号館 2階大会議室  
（那覇市おもろまち2-1-1）

内 容 ・ ストレスチェック制度の概要  
・ ストレスチェック実施の実務ポイント  
・ 禁止される不利益取扱い  
・ 産業医の役割とその他の留意事項 等



那覇労働基準監督署 安全衛生課  
電話 098-868-3431 FAX 098-868-1390